

## 入場料無料になる場合

対象者：以下の社会福祉施設に入通所している者及びその引率者

### **[社会福祉法第2条第2項第2号]**

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する施設

### **[社会福祉法第2条第2項第3号]**

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する施設

### **[社会福祉法第2条第3項第2号]**

障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する施設

### **[社会福祉法第2条第3項第2号の2]**

幼保連携型認定こども園を経営する施設

### **[社会福祉法第2条第3項第4号]**

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する施設

※事前申請により承認が必要。